

災害時における山形県企業局所管の広域水道 及び工業用水道の災害応急対策に関する協定

山形県企業管理者（以下「甲」という。）と社団法人山形県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における広域水道及び工業用水道施設の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する広域水道及び工業用水道施設（以下「管理施設」という。）に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は甲が定める緊急点検・応急復旧マニュアルに従い、乙の会員による必要な建設機材、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙のとおりとする。

（業務の内容）

第3条 乙の会員が、点検・応急復旧マニュアルに基づき自主的に出動した場合は、甲からの要請があつたものとみなし、乙の会員は業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。
また、その業務基準外にあつても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。
2 乙の会員は、業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。
3 乙は、あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統によるものとする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。
2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲から特に報告を求められたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、点検・応急復旧マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく当該の会員と契約を締結するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとし、以後もまた同様とする。

（実施区間の特例）

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（費用）

第9条 乙が点検・応急復旧マニュアルに基づき出動した場合は、その活動に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害が発生した場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

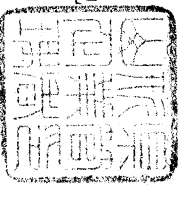
附 則

1 山形県企業局及び社団法人山形県建設業協会が平成16年4月1日付けで締結した災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。
2 本協定は、協定締結日から施行する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成19年 3月22日

甲 山形県企業管理者 本 間 正 巳



乙 社団法人山形県建設業協会 会 長 升 川

